

## 5 「義務」(obligation)の I 志向性への還元不可能性の説明

サールは、I 志向性に還元できない We 志向性の例として、ビジネススクールのケース 2 を挙げていた。そこでは、「義務」が成立しており、「より高いレベルの協力関係」があると述べている。(p.48)

義務について、サールは *Making the Social World* の「第四章 生物学的で社会的なものとしての言語」の「X The Next Step: Deontology」で次のように説明している。

「私が言明するとき、私は信念を表現するだけでなく、その真理にコミットする。私が約束する時、私は意図を表現するだけでなく、それを行うことにコミットする。しかし、コミットメントは、正確には何だろうか？これらのコミットメントは、どこから来るのだろうか？」(81)

「言明したり約束したりする制度の構成的規則が、言明を真理へのコミットメントへもたらし、約束を何かをする義務へもたらす。そのルールは、典型的には、「Xが、CにおいてYとして通用する」(例えば、然々の発話をするXが、この文脈Cで、約束することYとして通用する)である。」(81)

では、「コミットメントとは何か」「これらのコミットメントは、どこから来るのだろうか。」彼によると、コミットメントの観念は、二つの構成要素を持つ。「一つは、破棄することの困難な企てという観念であり、第二に、義務の観念である。」(81f.)

「言語は、公的義務の基礎的な形式である。私は、＜破棄できない義務という公的な想定を含んでいる＞という完全な意味では、言語なしにはそのような義務は存在しない、と主張している。私はいまや、あなたが一旦言語をもつなら、あなたが義務を持つことは不可避である、と論じている。なぜなら、あなたが、コミットメントを作り出すことなしに、言語の慣習に従って遂行された言語行為を明示化する方法は無いからである。命令は、＜聞き手が命令に従うのを待つこと、聞き手が命令に従うことが可能であるという見解、そして、命令の中で指示している対象が存在するという見解＞に私をコミットさせる。私があなたに部屋を出てゆくように命令するとき、＜あなたが部屋を出てゆくことができ、私はあなたが部屋を出て行くことを望み、あなたや部屋といったものが存在し、あなたは部屋に対して、あなたが部屋を出ていくことが可能になるような関係にある＞という命題の真理にコミットすることなく命令することはできない。言語行為の全てのタイプは、コミットメントの要素を含んでいる。ほとんどの発話は、字義通りの約束ではないが、しかし破棄不可能性(irreversibility)と義務(obligation)を含んだタイプのコミットメントである。約束はそのタイプの範例であり、言語行為の他の全ての種類の言語行為：命令、感謝、謝罪、などに影響している。」(pp. 82、83)

・このようなコミットメントはどこからくるのだろうか？

サールは、哲学者の間に広く受け入れられている次の見解（例えばBernard Williams, Paul Grice, David Lewis）、を批判する。「義務論的な要求は、そのタイプの言語行為にとって**外在的(external)**であるという見解、＜私たちはまず言明を行い、次にそれを真なるものにするように私たちに命じる規則をもつ＞という見解」（83）に反対する。

これに対して、サールは「コミットメントは、遂行されている言語行為のタイプにとって**内在的(internal)**によって、私は、もしその言語行為がコミットメントを持たないならば、[...]それはまさにその言語行為であることができない、ということの意味している」（83）と主張する。

・なぜ内在するのだろうか？

「何故かを見るためには、私たちは、言語行為は、意図の表現や、信念の表現より以上のものであることを見なければならない。言語行為は、何よりも、公共的な行為遂行である。」（83）

「私は単に、私がある信念を持つこと、ある意図を持つことを語るのではなく、信念や意図によって表象される世界について何かを語っている。信念の充足条件にコミットすることによって（言明を行うことによって）、私はこれが世界の姿であると人に語っている。私の意図の充足条件について人に語ることによって（約束することによって）、私は、私が実際に何をするつもりであるかを彼に語っている。（約束の自己言及性がここに登場する。私は単に何かをすることを約束しているのではなく、私がそれをするを約束したから、私はそれを約束するのである。通常のいい言い方では、I give my word）」84

「話し手が、発話によってコミットしていることを保証するためには、それ以上のことは何も必要ない」（84）

---

# 「XI The Extension of Deontology to Social Reality: How Language Enable Us to Create Social Institutions 社会的実在論への義務の拡張：言語は、どのようにして社会制度を創造することを可能にするのか」84

ここで彼は、言語は、不可避的に義務的であり、それを社会に拡張することも不可避であるという。

「一旦、義務がこれらの意図的行為によって集団的に創造されると、それを社会的実在一般に拡張することは非常に簡単であり、しかも不可避であると思う。」（84）

「一旦、あなたが表象する能力を持つなら、あなたはそれらの表象によって実在を創造する能力をすでに持っている。」（84）

「もしあなたが「彼は私たちのリーダーだ」「彼は私の夫だ」「彼女は私の妻だ」「これは私の家だ」と語る能力を持つなら、あなたは、目の前の事態を表象するより以上のことをする能力を持っている。あなたは、新しい義務(deontology)を伴う事態を創造する能力を持ち、＜ある種の言語行為を遂行し、他の人々にそれを受容させることによって＞、あなたは権利、責務、義務を創造する能力を持つ。一旦、あなたと他の人が、誰かをリーダーとして、ある対象を誰かの所有として、[...]承認するなら、あなたは既に公共的義務(public deontology)を創造している。あなたはすでに、行為への公共的理由を創造したのであり、それは欲望から独立している。」（85）

「言語は記述するのではなくて、創造し、部分的に構成する」（85）

「私たち、あることを事実あることとして表象することによって、それを事実にする。私が「その女性は私の妻である」「彼は私たちのリーダーである」「それは私の帽子である」と語る時、これらのカテゴ

リー化は、二つのレベルの意味を含んでいる。一つのレベルでは、単に現前する関係がある。しかし私  
がその関係のある仕方では記述する時、つまり、私がくあるひとや対象は、存在する物理的事実以上のあ  
るもの「として通用する」と語る時、私は、その人や対象に、義務(deontology)を付け加えている。  
その義務は将来にも広がっている。その義務は、地位機能宣言 (Status Function Declaration) によって  
創造される。」(85)

### 3点のまとめ

- 1、言語は不可避免的に義務論的である。
- 2、言語的コミットメントを持つなら、制度的実在の諸形式への拡張は不可避である。
- 3、制度的事実の創造の論理構造は、宣言のそれと同じである。

# 「XII. Summary of the Argument So Far」で次のようにまとめている。

「**ステップ1**：私たちは、意識と前言語的志向性を持ち、自由な行為と集団的志向性の能力を与えられ  
たヒト科動物を想像する。彼らは協力することができ、自由意志をもつ。

**ステップ2**：私たちは、彼らが、私が定義したように、表象が話し手の意味をもつ事態を表象するた  
めの手続きを展開する能力をもつと、想定しなければならない。彼らは、彼らが存在すると信じる事態、  
彼らが存在することを望む事態、彼らが生じさせることを意図する事態、などを表象できる。

**ステップ3**：これらの手続きは、少なくともそのいくつかは、慣習化され(conventionalized)、一般的  
に受容される。そのことは、正確には何を意味するのか？これは、次のことを意味する。集合的志向性  
を前提すると、もし誰かが意図的にこれらの手続きの一つにかかわるなら、グループの他のメンバーは、  
手続きが正確に続くことを期待する権利をもつ、ということの意味する。これは、慣習(conventions)に  
関する本質的なことである。慣習は恣意的であるが、一旦それらが設定されると、それらは参加者に、  
特別な期待をする権利を与える。それらは規範的である。

**ステップ4**：私たちは、慣習が表象を反復可能で操作可能な構成要素に分解することを、想像できる。  
それらの構成要素は、指示と述定の機能を遂行する。

**ステップ5**：この議論の中心的なアイデアは、次のとおりである。信念、欲望、あるいは意図をもつ  
ことは、これまでのところでは、公共的な仕方では人にコミットしない。もちろん、信念は真理へのコ  
ミットメントであり、欲望は充足へのコミットメントであり、意図は行為へのコミットメントであるが、  
しかしこれらのうちのどれも、これまでのところ公共的な企てではない。社会的な義務には関わらない  
し、公共的に承認された義務にも関われない。しかし、一旦あなたが自由にこれらの対応する意図状態  
の充足条件にコミットし、あなたが充足条件に充足条件を課することによって、これを公共的な仕方  
でおこない、あなたが言語の規範的慣習に従って、それを行うならば、あなたは義務を想像しているの  
であり、他の種類の義務的コミットメントを創造している。コミットメントは、世界の中の事態に対す  
るものであり、対応する意図的状态に対するものではないことを注意してほしい。かくして、もし私が言  
明を行うなら、私は事実の存在にコミットする。もし私が約束するなら、私は将来の行為の遂行にコミ  
ットする、など。

**ステップ6**：権利に関する義務(deontology)、責務(duties)、コミットメント、などをもつ言語行為を  
可能にする、同一の基礎的言語的動きを、お金、政府、結婚、私的所有、などの社会的、制度的実在  
を創造するように拡張することができる。これらの言語行為の各々は、義務論の体系である。一旦私た  
ちが合成性と一般性の要素を言語の中に導入すると、私たちが合意によって創造できる制度的実在に文  
字通り限界はない。私たちがそれらを創造するのは言語においてである。私たちが、例えば、大学、カ  
クテルパーティ、夏休み、を創造する。制度的力の限界は、義務そのものの限界である。義務的力は、  
存在するものとして承認され受容されることによってのみ存在する力である。私たちが時に、例えば刑  
法の場合、物理的力でそれらを後押しする。しかし、警察部隊と軍隊もまた、義務の体系である。

**ステップ7**：制度的実在の創造の論理形式は、宣言の論理形式である。それゆえに遂行的発話の論理  
的形式と同じである。私たちが、あるものを事実であるものとして表象することによって、それを事実

にする。制度的実在の場合には、これらの全てが、地位機能宣言である。なぜなら、地位機能宣言は、地位機能を、それらが存在すると宣言することによって、創造するからである。」(pp. 87,88)

---

「言語は、公的義務の基礎的な形式である。私は、〈破棄できない義務という公的な想定を含んでいる〉という完全な意味では、言語なしにはそのような義務は存在しない、と主張している。私はいまや、あなたが一旦言語をもつなら、あなたが義務を持つことは不可避である、と論じている。なぜなら、あなたが、コミットメントを作り出すことなしに、言語の慣習に従って遂行された言語行為を明示化する方法は無いからである。このことは、言明だけでなく、すべての言語行為について真である。」(82)

約束は、一人で勝手に破棄することはできない。したがって、それを実行するという義務がある。「義務は一人で勝手に破棄できない」というのは、「独身者は結婚していない」と同様に「分析的」(?) ではないだろうか？この二つを分けることは有効だろうか？)

約束が、一人で勝手に破棄できないということは、約束は集団によって構成されている、しかも集団によって意図的に構成されている、ということである。Xが行為A<sub>x</sub>をし、Yが行為A<sub>y</sub>するという約束の場合、相手がそれをするとき、各人はそれをする義務を負う。

## 6 ヘーゲルによる「契約」の分析とサールの立場

ここで、ヘーゲルによる「契約」の分析を参照しておきたい。この分析は、「契約」を相互知識によって説明できること、したがって、サールの言うI志向性へ還元できることを示している。

(入江幸男『ドイツ観念論の実践哲学研究』(弘文堂、2001年)から引用)

---

### (1) ヘーゲルにおける「契約」の理解

ヘーゲルは、『法哲学』(1821)で「契約」について次のように分析している。

「契約の中で、わたしは、**共同の意志 gemeinsamer Wille**によって所有を持つ。主観的な意志が普遍的になるということ、この実現へと自己を高めることは、**理性の関心 Interesse**である。この意志という規定は、契約の中にのこっている。しかし、他の意志との共同性の中にある。これに対して**普遍的な意志は、共同性 Gemeinsamkeit**の契機と形態のなかで、ただ登場しているだけにすぎない。」(§ 71,Zusatz)

「この関係は、それだけで存在する所有者の絶対的な区別において同一である意志の媒介である。それは各所有者が、自分の意志および相手の意志でもって、「所有者たることを止め、所有者でありつづけ、所有者となる」ということを含んでいる。それは、ある一つのしかも個別の所有を手放そうとする意志と、そのような所有、したがって他者の所有を受け取ろうとする意志との媒介である。しかも、一方の意欲はただ他方の意欲が現存している限りにおいてのみ決断するという、同一的な連関のなかでの媒介である。」(§ 74)

「二人の契約する当事者は、直接に自立している人格として、互いに関係するので、契約は、 $\alpha$ ) 恣意から、出発し、 $\beta$ ) 契約によって現存在するようになる同一の意志は、彼らによって措定された、したがって単に共同の **gemeinsamer** 意志であり、完全な意味で普遍的な意志なのではない。 $\gamma$ ) 契約の対象は、一つの外面的な物件である。というのは、そのようなもののみが、それを放棄するという彼らの単なる恣意に従属しているからである。」 (§ 75)

これらの引用からわかるように、ヘーゲルの理解では、契約は、共同の意志を成立させるものであり、「共同性」が重要な概念になる。契約によって成立する「**共同の意志 gemeinsamer Wille**」は、人倫性を成立させる「**普遍的な意志**」とは、はっきりと区別されている。

## (2) 契約における相互知識

契約の共同性は、相互知識によって可能になるものである。これは、どのようにして可能になるのだろうか。

問題を簡単にするために、贈与契約（片務契約）を例に考えてみよう。いま仮に Aさんと Bさんの二人がいて、P「Aが a を B に譲渡する」ということを契約したとしよう。ここで成立しているのは、つぎの二つのことだけではない。

(ア) Aさんが p「Aが a を B に与える」ことを意志する

(イ) Bさんが q「Bが a を A から受取る」ことを意志する

また、つぎの相互知識を付け加えてもまだ不充分である。

(ウ) この二つのことが、相互知識になっている。

なぜなら、ここでは契約ということが行われているのであるから、かりに、(ア) や (イ) が、契約の前から個別に成立していたとしても、契約においては、(ア) は (イ) を条件にし、(イ) は (ア) を条件にしている、ということが意識されているはずである。

このことを、ヘーゲルはつぎのように述べていた。「一方の意欲はただ他方の意欲が現存している限りにおいてのみ決断するという、同一的な連関のなかでの媒介である。」 (§ 74) Hotho による講義ノートには、「一方の意志が他方の意志によってのみ決断し、決断のこの共同性(Gemeinsamkeit)において同時に個別的で排他的な意志であり続けている。」 3-265 とある。

そこで、つぎのことが成立しているはずである。

(エ) (ア) と (イ) は互いに条件となっている。

(つまり、A と B の二人の意志 (の内容) が一致しており、  
そして、この一致ゆえに、両者は、そのことを意志する。)

(オ) (エ) が両者の相互知識になっている。

ところで、この (エ) の段階の中には複雑な知と意志の絡まりがある。それをもう少し分析してみよう。

(エ A 1) A は、自分の意志 p が B の意志 q と一致していることにもとづいて、p を意志する。

(エ A 2) このとき同時に、A は、B もまた意志の一致にもとづいて意志すること(エ B1)を予期して(あるいは、条件にして) p 意志している。

(エ A 3) このとき同時に、A が意志の一致にもとづいて意志することを B が予期して意志すること(エ B2)を、A は予期して p を意志している。

この程度の予期は、現実には働いているとおもわれる（これは、Aに関する記述なので、同様の記述（エB1）（エB2）（エB3）がBに関して成立していなければならない）が、さらに次のようになると大抵の場合には、意識されていないだろう。

（エA4）この時同時に、Bが意志の一致にもとづいて意志することを  
Aが予期して意志することを、Bが予期して意志すること（エB3）を、Aは予期してpを意志する。

交換契約（双務契約）についても同様のことが成立しているといえるだろう。この分析から言えることは、「**共同的な意志**」というものは、両者の意志が単に一致するだけでなく、また、＜両者の意志の一致＞を条件に両者が意志するというだけでなく、＜両者の意志の一致を条件に意志していることが相互知識になっていること＞を条件に両者が意志することによって成立する。もっと厳密に言えば、＜両者の意志の一致を条件に意志することを、相互に予期して意志することを、相互に予期して意志すること（を、・・・・）＞を条件に両者が意志することによって成立する。

---

上記の契約の説明は、ヘーゲルの理解では、個人主義的である。私は、ヘーゲルの「契約」の理解は、「相互知識」で説明できると考える。しかし、「相互知識」による説明が可能ならば、サールによれば、I志向性への還元が可能である。しかし、サールは、約束や契約は、I志向性には還元できないと主張している。

では、サールならば、上記の説明をどう批判するだろうか。

ヘーゲルの説明で、不十分なところは、上記の「共同意志」が成立したとして、そこから、どうして履行の義務が成立するのかを説明することである。

- ・契約では、各人の履行は、相手の履行を条件とする。
- ・契約では、各人は、相手に履行を要求する権利がある。
- ・契約では、各人は、履行の義務をもつ。
- ・契約では、各人は、一方的に破棄できない。

サールは、これらを、＜約束の発話が、意図を伝達するだけでなく、コミットメントを生じさせること＞によって説明しようとしている。サールは、約束や宣言などの発話内行為によって、義務の成立を説明しようとしている。したがって、サールは、＜約束や宣言などの発話内行為の説明においては、We志向性をI志向性に還元できない＞と考えている。

#### <ミニレポート課題>

- ・主張や約束のコミットメントは、I志向性に還元できると思いますか、できないと思いますか？その理由も書いて下さい。
- ・もし還元主義者ならば、どのようにして還元するとおもいますか？